

参議院建設、農林水産委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十五年三月二十二日(火曜日)午
前十時五十二分開会

委員氏名

建設委員

岩沢 忠恭君
稲浦 鹿蔵君
松野 孝一君
武藤 常介君
小沢久太郎君
小山邦太郎君
櫻井 三郎君
田中 清一君
西田 隆男君
前田佳都男君
米田 正文君
内村 清次君
田中 一君
武内 五郎君
永岡 光治君
安田 敏雄君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君
野坂 参三君

出席者は左の通り。
建設委員
委員長
理事

委員

岡村文四郎君
重政 庸徳君
高橋 衛君
田中 啓一君
田中 茂穂君
藤野 繁雄君
小笠原三男君
龜田 得治君
北村 暢君
戸叶 武君
中田 吉雄君
藤田 進君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 篤八君
岩沢 忠恭君
齋藤 鹿蔵君
松野 孝一君
武藤 常介君
小沢久太郎君
小山邦太郎君
櫻井 三郎君
田中 清一君
前田佳都男君
米田 正文君
内村 清次君
田中 一君
武内 五郎君
永岡 光治君
安田 敏雄君

農林水産委員

委員長

理事

委員

田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君
堀本 宜実君
櫻井 志郎君
仲原 善一君
東 隆君
青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
高橋 衛君
田中 啓一君
田中 茂穂君
北村 暢君
藤田 進君
北條 篤八君
福田 勉夫君
村上 勇君
山崎 齊君
大沢 雄一君
山本 三郎君
曾田 忠君
武井 篤君
安東城敏男君
林野庁長官
建設政務次官
建設省河川局長
建設省河川局次長
政府委員
建設大臣
農林大臣
農林大臣
建設大臣
事務局側
常任委員
会専門員
常任委員
会専門員

本日の会議に付した案件
○治山治水緊急措置法案(内閣送付、予備審査)
〔建設委員長岩沢忠恭君委員長長席に着く〕
○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから治山治水緊急措置法案について、建設、農林水産委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして私が委員長職務を行ないます。
治山治水緊急措置法案につきまして、昨二十一日の本会議におきまして趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしまして、法案の要綱等につきまして補足説明をお願いいたします。
○政府委員(山本三郎君) ただいま議題となりました治山治水緊急措置法案につきまして、逐条的に御説明を申し上げます。

まず第一条は、治山治水緊急措置法案の目的に關する規定でございます。本法案が治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進することによつて、国土の保全と開発をはかり、もつて国民生活の安定と向上に資するものであることを明らかにしたものでございます。

次に第二条は、この法律案において用いられております治山事業及び治水事業の範圍に關する規定でございます。すなわち本法案におきまして治山事業と申しますのは、一つは森林の造成事業、または森林の造成もしくは維

持に必要な事業、すなわち森林法にいう保安施設事業でございます。國が行なうもの及び都道府県が行ない、その費用の一部を國が補助するものであり、他の一つは、保安林または保安施設地区の存する地すべり地域、またはボタ山に關して規定された地すべり防止区域、またはボタ山崩壊防止区域における地すべり防止工事、またはボタ山崩壊防止工事に関する事業で、國が行なうもの及び都道府県が行なうもの、費用の一部を國が負担するものを指すことといたしました。

次に本法案において治水事業と申しますのは、河川法の適用または準用する河川砂防施設、及び砂防指定地の存する地すべり地域、またはボタ山等に關して指定された地すべり防止区域、またはボタ山崩壊防止区域における地すべり防止工事、またはボタ山崩壊防止工事に関する事業で、國が行なうもの及び都道府県が行なうもの、費用の一部を國が負担し、または補助するものをいうことといたしました。

なおダムに關する事業は、河川に關する事業に含まれるものでございまして、特定多目的ダムの建設工事に關する事業は特に掲記いたしました。しかしながら本法案では後に申し上げますように、治山事業及び治水事業について、十カ年計画を前期、後期の各五カ年計画として定めることになっております。關係から、その性質上あらかじめ長期の計画を策定することが適切でな

います。二十八災の場合におきましても、御承知の通りであります。国会は先がけて決議案を上程するといふうなことに相なり、さらに内閣にも、時の副総理の緒方さんを首班にいたします。治山治水の対策協議会というものを設けられまして、衆知を集めて計画を立案し、相当な決心をもってあの仕事にお当たりになるお覚悟であつたように思ひます。でございますが、その実績を見てみますと、おそらく計画中途の数字すら確保し得ないで今日に至つた、そういうことがまた昨年の災害というものを大きくしている一つの原因になつてゐる、こういうことでございます。従いまして、この予算の絶対確保、従つてこの事業の計画的な遂行ということにつきましては、よほどの決心と覚悟をもつてお当たりいただくと同時に、今後そういう決心、覚悟というものを末長く続けさせていく一つの御努力を、よほど御配慮願ひなければ、なかなか言うべくして私には困難な問題をやらんでおるんじゃないかと、かように考えるわけでありまして、この点につきましても、一ぺん建設大臣のはつきりした決心、覚悟を聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(村上勇君) 私は、今回の三十五年度予算の折衝にあたりましても、財政当局といつていろいろと交渉したものであります。これはいろいろの民主主義の原則は、少なくともこの民主主義の原則は、これはいろいろの尊重であり、基本人権を尊重するということ、これは、とりもなおさず人命を尊ぶ、大事にするということであらうと思ひます。一台風で数百人、数千人といいうような国民を犠牲にして、どこに民主主義というものがあつたといふうな、私は、それはさういふ基本に立つて、どこまでも人を殺さないといふうな、国民を犠牲にしないといふうな治水計画を立てなければいけません。それが結局民生の安定であり、また経済基盤の強化になる。こういううなことを申しまして、これが十分、財政当局も私も全く意見が一致して、その結果、三十五年度の治水事業費といふうなものは計上されたのであります。なるほど、治水あるいは治山事業に金をかけることがいかにも経済の成長率とマッチしてないやうでありますけれども、しかし災害復旧費に、もしも予定以上の、平年以上の災害復旧費をかけるならば、これは全く私は、国費をどうに捨てるやうなものである、またどうに捨てるやうなものである、もう一つこれにプラスして、いわゆる一般の人たちの非常な、個人的な大きな悲慘な被害を受けておるといううなことから考えまして、どうもこの計画は早い時期に、私どもの計画であります。五年間に、今の台風規模に對して、現在の被害を半減しようといふのが第一の目的であります。十年計画後には、ほとんど八・九〇%までこの被害をなくしてしまふといふ大きな一つの目的を持っておるものでありますから、結局治水事業費はふくらんで参りました。一・五%程度にふくらんで参りました。一方災害復旧費といふものが減殺されて参りますから、そのために、私はこの事業費が決して不安定なものではない。この程度の事業費を投入するといふことは、これは今の国土の保全のためには、私は最も何をおいてもやらなければならぬ。かような意味で私とい

たしましては、この程度のことです。十分政府としてもいづれの政府でもありましようとも、実行できる、かようにまあ信じておる次第であります。

○石谷憲男君 その点よくわかつたのでございますが、不幸にして過去の事実をいろいろ検討いたしますと、災害直後の場合には、たゞいま大臣のおっしゃつたやうなことを大がいに言ひわけでありまして、それが三、四年たちますと自然に災害といふものはもうなくなつてしまふやうな妙なことも考え方になつてしまひまして、なかなか予算の確保について支障があるといふのは、これはもう過去のことはきつした事実でございますから、そういうことも十分念頭に置いた上で、しっかりと決心と覚悟で当たつていただくということ、特に御要望を申し上げておきたいと思ひます。

次に、この治山と治水の二つの事業は、計画面におきましても、さらにまた実施面におきましても、相互に連携を、災害防除の効果を的確にあげ得ないといふことは、もう言う必要はないことであります。言うならば、いづれか一方の事業の効果だけを抽出して、これから云々するといふことは無意味だ、かように申し上げても過言ではないかと思ひますが、このため、におそらく法案の第三条の三項に、建設、農林の両大臣は、二つの事業の総合性を確保するために、あらかじめ相互に調整をはからなければならぬ、こういうことが言われていると思ひわけでございます。そこで、一体この両大臣の相互の調整といふものは、具体的にどのやうな機関でどのやうな内容

のものについて行なわれるのかといふことを、一つの確に御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(村上勇君) 治山と治水とは全く災害防除の上に密接不可分の関係にありますことは、御指摘の通りであります。御承知のように、局長同士の覚書もありますけれども、しかし、現地におきましてもまた中央におきましても、十分連携を保ち、主務大臣が、それぞれその具体的な問題につきましても、全く一致して協議をいたすことになつております。また、あらかじめ経済企画庁長官とも協議しなければならぬという、この点にもやはり一つはその策定の規模等の問題もありますけれども、やはりこうした治山治水の調整を保つていくために、必要な段階を経て参りますので、この御指摘になりました点については十分われわれ注意いたしまして、治山と治水が別個に進んでいかないように配意いたしたいと思つております。

○石谷憲男君 中央におきまして、全体計画につきましては相互に話し合ひがあつて調整が行なわれるといふことがこの法案で明記されるわけでございますが、これは計画上の調整でございます。実施の面における連絡、協調、調整といふ問題はこれの中にはないわけでございます。しかしながら、これが往々にしてございます。そこにはやはり問題が発生するわけでございます。従ひまして、これは希望でございます。農林、建設両当局ともに、実施仕事を担当する実施面におきまして、十二分なる指導を責任をもってやつていただくように、従つ

て、その辺から妙なトラブルが起きたり、そのことが仕事上のそごになつたり、従つてあとでさまざま批判をされたりすることのないように、厳にいましめていただきたいと思ひます。

そこで、この法案に基づきまして、十カ年の事業を円滑に推進するため、これを特別会計で運用するということに相なつておりました。治水事業につきましては、別途に治水事業特別会計法といふものを制定されようとしてゐるのでございますが、一方、治山事業につきましては、国有林野事業特別会計法の一部改正を行なつて、新たに治山勘定といふものを設けてこれを経理するということになつたやうでございます。けれども、これは一体、治水には特別な会計法を設け、治山には現行法の一部改正で、こういう特別勘定を設けてやるということになりました。ゆゑは、一体どういふところにあるのか。これは一つどちらからでもけっこうでございますが、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎賢君) 従前の制度といたしましては、国有林の直轄治山事業につきましては、その事業を一般会計から国有林野事業特別会計に委託いたしました。国有林野事業特別会計で経理して事業を実施していくという制度を従前からとつておつたのであります。今後治山治水の緊急措置法によりまして、事業分量が増大するといふやうな点からいたしまして、やはりやういふ事業は国有林野事業特別会計で、従前のやうに、組織と人員といふものも活用いたしまして実施することが適当でないかといふうに考えまして、

この国有林野事業特別会計に治山勘定を設けて経理するということが方々でござります。また民有林の治山事業におきまして相当大きい部分を占めております補助治山事業につきましても、これまた直轄事業あるいはまた国有林の本来の治山事業というふうなものと総合一体化いたしました。事業を実施していくことがやばりぜひとも必要だというふうに考えますので、直轄事業も治山補助事業もやはり合わせまして、この国有林野事業特別会計に治山勘定というものを設けて実施していくことが、最も適当な方法ではないかという考え方に立ちまして、治山勘定を設けるということにいたしました次第であります。

○石谷重男君 この国有林野事業特別会計というものは、御承知の通り本来国有林野事業の計画的な運営をはかるための制度であるわけでありまして、国有林野事業のためのものである、まあ私どもはかように理解をいたしておるわけでありまして、しかも今度新しく治山勘定という特別なものを設けまして経理をしようとする対象は、いずれも民有林対象である。民有林の事業である。従いましてこれは異質なものを扱うんだということに相なるんじゃないかと思ふわけでありまして、さらに過去のこの治山事業に關します実績を見てみましても、国有林は相当進んでおられますにもかかわりませず、民有林はかなりおくれおておる。従いまして今度の五カ年計画ですか、こういうものの具体的な内容を見まして、まあ民有林は三十九年度におきまし

ては、三十四年度の事業実績の約倍になるテンポで拡大をされなければならぬというところに相なつたにもかかわりませず、国有林の方は大体三十四年度に比しまして、若干の増はございするが横ばいだと、まあこれは一方は非常に進む、一方は非常におくれおるということからくる今後の計画であろうかと思ふわけでありまして。私どもが考えましてまあ一番重要であることは、相互に關連をいたしておる、しかも重要な流域につきまして一つの機關が統一的な計画を樹立して、両者が同じようなテンポで仕事をやって参るといふことが非常に必要であらうと思ふわけでございますが、このためにどうも異質の治山勘定というものを設けて、これをもって民有林の事業の対象となるものを扱ふ、国有林野事業は別科目の勘定でこれを経理して参るといふようなことは、この肝心の両者の統一性、一体性というものが計画面においてもそこをさすると、まあこういうことに相なる筋ではないかと、こういうふうにごさいますわけでございますが、一体今後この民有林治山のための、さらには国有林の重要な部分をも含めての特別会計の設定というふうなことについて、今後の問題としてお考えになつておる筋はないものでしょうか、どうでしようか。

○政府委員(山崎實君) お説の通り、国有林野事業といたしましては、昭和三十三年から三十七年の経済五カ年計画に對應いたしまして、この五カ年に治山事業について百六十二億円の事業計画をいたしたのでありますが、これに對します三十三、三十四年の二カ年

間の実績は四〇％に達しておるのであります。民有林におきましては、五カ年間の計画を五百六十億円と予定いたしました三十三、三十四年の二カ年間の合計いたしました実績は、二四％にも達しないというふうな状態でありまして、両者の総合一体化という点につきましては、必ずしも十分な成果を得られなかつたというふうに私ども反省をいたしておるのであります。この新しい緊急措置法の実施に伴いまして、国有林におきましては、大抵当初立てました五カ年計画の線を進みますならば、所期の目標は到達することができ

るわけでありまして。民有林におきましては、相当大幅な経費の増加といふものがなければ、この目的を達することのできないという段階にあるのであります。新しいこの措置法の制定に伴いまして、民有林につきましても大幅の増加を行ないまして、国有林、民有林あわせて流域保全という観点からいたしまして、総合化、計画化された事業が進められなければならぬというふうに考えた次第であります。

なお、国有林野事業特別会計の中に治山勘定、業務勘定、事業勘定といふものを設けたわけでありまして、われわれといたしましては、この一つの国有林野事業特別会計という中におきまして、民有林の経費といふものを相当に増額され、国有林と民有林あわせて流域保全という観点から総合化され、計画化されたほんとうのいい治山事業が今後行なつていくというふうな確信をしておるわけでありまして、なお今後の問題といたしましては、ほんとうにその計画するところのものを一体化するという面で、制度の上におきま

しても、より進んだ、より現実に適合した制度、方法があるのではないかと、いふ点につきましては、われわれも今後十分検討して進んでいきたいと思つておる次第であります。

○石谷重男君 仰せのごとく、一応格好といたしましては、国有林野事業特別会計の中に国有林も民有林も含めておるとおっしゃるわけでございますが、これはいわば異質のものの中に、借りるべきものでない所にちよつと宿借りをしたということであつて、このことによつて両者の計画性の統一といつたようなものが私は現実にほかられるというふうには考えられぬわけでありまして。むしろせつかく治山事業との關連性においてこの十カ年の長期計画といふものを文字通り遂行されようとしておるやさきでございますから、名実ともに一体化されるようなことを少なくとも山林だけについても考える必要があるのではないかと、そういうことのために、私はむしろ今後の問題といたしましては、治山勘定というふうなものを設けてやるようなやり方ではなくて、すつきりした特別会計といふものを設けて、これには国有林も民有林も入れて、計画の面から実施にあつた統一のある運営をはかられるというこのために御研究をいたしたくことの方がむしろベターじゃないかと、かように考えますので、一つ十分今後の研究課題にしておいてもらいたい、かように御要望をいたすわけであり

ます。それから一口に十カ年千三百億といふことをいうのでございしますが、これまたきわめて膨大な資金であるわけでございますが、これは今後の問題

かもしれないけれども、これを調達するについては、すべてこれを一般の財政負担としてお考えになつておるか、それともあるいは国有林野事業特別会計の益金の一部というふうなものをただ動員をして、これに充てるというふうなお考えなのか、あるいは後者のようなお考えであるとするならば、その金額は一体どれくらいかといふことにつきまして御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山崎實君) 十カ年間に千三百億、企業の実績から考えますと相当膨大な計画が含まれてゐるわけでありまして、これに對します財源をいかにしては、もちろんその主体を一般会計から繰り入れを仰ぐといふことを予想してゐることは当然であります。なおまた国有林野事業特別会計が、昭和三十三年度から御存じの通り、剰余金を利益金の限度におきまして一般会計に繰り入れをいたしまして、民有林の振興に寄与するといふ制度を開始いたしましたのでありますけれども、これを今後やはり継続して進んでいくというのが適當であるといふふうに考えておるのであります。その見通しにつきましては、十年あるいはさらに長期といふふうな見通しにつきましては、木材価格の推移その他の点から種々むずかしい、簡単に予測できない点もあるものであります。こゝ当面する数年間におきましては、十億ないし十四、五億円の程度をそのをさういふ方面に寄与することができるとあらうと推定いたしておるのであります。従いまして、これの便益をどういふふうにするかといふ点につきましては、さらに造林事業、治山事業、これらのもの

にも振り向けていかなければならぬと思つておるのであります。造林事業につきましても、長期据え置きの融資の推進という点に從來から七億程度のものを支出しておるわけでありました。全体の繰入額からそういう点を控除いたしました限度のものを、治山事業にも充当して振り向けたというふうに考へておる次第でございます。

○委員(若沢忠義君) ちよつとたゞいま農林大臣がお見えになりました、農林大臣が予算委員会の関係上時間の制約がありますから、農林大臣に対する質問をこの際集中してもらいたいと思ひます。

○石谷憲男君 現在の木材価格は確かに上昇傾向にあります。国有林野事業特別会計の経理内容も確かに現在のところは好調子でございます。けれども、かなり苦しい運営をいたしましたことは、ほんの先だつてのことであるというのを考へますと、よほど先々の見通しを的確につけた上で、これらの事業に對する援助といふものの額を決定していただくといふことが非常に望ましいのではないかと。しかも国有林野事業自体にも内容改善をいたさなければならぬさまざまな問題を含む今日の状況でございます。は、でき得る限り一つの確な見通しの上に立つておやりいただくことを、特に御要望を申し上げます。

○委員(若沢忠義君) ちよつとたゞいま農林大臣がお見えになりました、農林大臣が予算委員会の関係上時間の制約がありますから、農林大臣に対する質問をこの際集中してもらいたいと思ひます。

よくわかるよう御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎實君) 昭和二十八年の災害のあとにおきましてお説の通り保安林整備計画を立てたのであります。その計画は当時におきまして保安林二百五十万町歩弱のものを、四百萬町歩に増大しなければならぬという計画であつたのであります。これに對しまして最近までの状況は、増加すべきものの調査はすでに完了いたしました。昭和三十一年度中に所定の保安林指定の仕事をしたという計画になつておるのであります。その完了後におきまして保安林の整備というものは、今後どういふふうに向けるかという点につきましても、現在検討を加へておるのであります。この保安林の面積をさらに増大するという方向より、むしろこの指定された保安林の経営その他につきましても的確な処置を講じて参る、ということが主眼点ではないかと。そういうことが主眼点ではないかと。そういうことが主眼点ではないかと。そういうことが主眼点ではないかと。

とは国内の森林生産にきわめて過重な負担をかけるという結果に相なつておるわけでありまして。従ひまして、このようない般情勢の中心でいゝゆる保安林の制度というふうなものを正しく守るためには、どうしてもやはり保安林補償の制度を創設する必要があるといふふうに考へておるわけでありまして、これらにつきましてもの点を一つお伺ひしたい。

○政府委員(山崎實君) 保安林の補償につきましても、この施策といふことが保安林になつたために制限されるということになるわけでありまして、この制限される限度におきまして経済的に補償をしなければならぬといふふうに考へておられます。また森林法にもそういう趣旨が規定されておるのであります。この補償の問題につきましても、昭和三十四年度からまず伐採を禁止されている保安林、あるいはまた施業の方で、単木採伐といふようなものを要請されておられます保安林といふようなものにつきましても保安林といふを、三十五年から開始したのであります。今後、この制度を水源林その他にまでどういふふうに加大していくかといふことを、なお検討して進めて参りたいといふふうに考へております。

○石谷憲男君 御承知の通り、最近の木材需要の増大傾向はきわめて顕著なものがあるわけでありまして、このこと

○石谷憲男君 一つ農林大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますが、この十カ年千三百億といふ規模の治山事業といふものが、計画的に推進をいたそうとして参ります。他の山林における公共投資でございます。造林あるいは林道の仕事に相応的なしわが寄るのじゃないかといふような、一般的な不安が実はあるわけでありまして、ところ

が考へてみますと、この直接的に治山事業といふものを大きく背後で支えている仕事は、これは造林事業であるといふふうに考へるわけでありまして、また林道事業が計画的に行なれて参りません。いわゆる既開発の森林に對しまして過重な負担が一そう寄るわけでありまして、それは直接、間接に治山事業の問題に影響を持つて参るというところであります。従ひまして、治山事業、林道事業並びに造林事業といふ三つの山林事業における公共投資といふものは、私どもは一体不可分のものである、むしろ治山事業といふものが、これだけ伸びれば伸びるほど、造林事業もあるいは林道事業もあわせて伸ばさなければならぬ。かように考へておるわけでございますが、これらの問題につきましても大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 治山計画は十カ年千三百億といふのでございまして、三十五年は御承知のように八十七億圓を計上しているわけでありまして、それでこれも大体年率八・七%で逐次伸びていきますれば、十年目には千三百億圓になるわけでありまして、七・七%の伸びといふことを考へますと、これは日本の財政力からいいますと、困難ではないといふふうにみておるわけでございます。必ずこれは実現しなければならぬ、また実現できると、こういう考へでございます。その際に造林とその他の関連の仕事を押迫するかといふようなお話でございますが、その急激でない伸びでございます。これは林道にいたしまして、これはさう困難なしにこれと並行して遂行で

きるといふに考へて、またそういたしたいといふに所存でございませう。来年ぐらゐになりますと、計画造林の国有林の伐採も可能になる時期になつて参ります。林野特別会計の方ではそれだけ収入がふえてくるわけでありませう。その収入を財源といたしまして、あるいは造林にこれを活用するとか、あるいは現在狭い範囲で行なつておきます保険の拡充をいたしますとか、あるいは造林金融をさらに拡充するといふようなことをいたしたいといふことが並行して参るようになりたいたい、かような考へを持ってゐる次第であります。

○石谷重男 ただいま大臣は年率八・七割ぐらゐに伸ばしていけば大体千三百億ぐらゐになるのだと、こうおっしゃつてゐるわけでありませう。この仕事は、従つてそれほどむずかしいものではない。しかも絶対これは確保しなければならぬのであるといふことであります。が、先ほど建設大臣にもとく御要望申し上げたのでございませうけれども、こういう種類の仕事といふものは、やはりその熱さがのどとを過ぎますと、とかく忘れがちになるといふ、もう過去の歴然たる事実があるわけでありませう。そこでこれはその気象にお考へいただくかないで、あくまでも非常にむずかしいものだといふ考へ方で、とにかく責任を持つてこの仕事の計画的な遂行に当たられるだけの、私は御覚悟をもちたいといふことを、特に農林大臣に御要望申し上げておきます。それから一、二、この法案の内容について、ちよつとお伺ひいたしたいこと

がございませうが、この法案の三条の二項によりますると、かなり手続が大きな割合にきつて簡単な内容が書いてあるようでありませう。そこで、この第二項の各号の具体的な内容の一つ伺ひたいのであります。まず一号の「事業の実施の目標」といふものは、一体どういふことを言つてゐるのですか。どういふ内容のものであります。また二号の「事業の量」といふものは、少なくとも年次別、都道府県別、事業種類別にこれを定めるということにならなければならぬものだと思ふのであります。そういつたような内容について一つ伺ひたい。

○政府委員(山本三郎君) 第三条の二項に、治山事業前期五カ年計画及び後期五カ年計画、並びに治水事業の前期五カ年計画及び後期五カ年計画、におきましては、事業の実施の目標と項目と、それから事業の量といふことが書いてございませう。これは道路の五カ年計画におきましても、こういふことになつておられますが、事業の実施の目標におきましては、おおむね私の治水事業で申しますならば、治水事業の五カ年間に、おきまして、何河川をやりまして、おおむね平均いたしまして何十パーセント程度の仕事をやりまして、被害をどのぐらゐにとどめようといふのが大体的な実施の目標になります。それから五カ年間に、おきまして、行なうべき事業の量といふものは、同じ実施の目標のうちにも出てきますけれども、河川の改修は何本やつてそのうち幾ら完成をいたし、残りの河川につきましてはどのぐらゐの完成率に達する、それに要する事業費は幾らというふうなことを規定したいといふこと

うに考へております。○石谷重男 それから本日もらひました治山事業長期計画資料といふものを見ますと、計画の要旨の中に、昭和三十四年度末に、民有林荒地は二十五万三千ヘクタールある、年々四千二百ヘクタール新生荒地が出てゐる。こういふことが書いてあるものであります。が、治山事業を行なうべき対象になるというものが必ずしも明確でないといふふうに考へるわけでありませう。特にこの明確に二十五万三千ヘクタールといふふうに計上されてゐるのは、どういふ根拠からの数字ですか。

○政府委員(山崎賢君) 昭和二十九、三十の両年度におきまして、全国的に荒地の調査を行ないまして、公共事業の対象となります荒地の把握をしたのであります。自後年々復旧済みの面積を除外いたしますと、そのつど実地調査を行なつて加えていくといふやうなことをいたしたのであります。その結果、三十四年度末の荒地の面積が、民有林におきましては二十五万三千ヘクタールといふやうな実態にある、ということ把握してゐるわけでありませう。

は、やらなければならぬ仕事といふものが、次第に予算のワケに制約を受けて落ちていかなければならぬ、ということになつてくるおそれが多分にある、かように考へるわけでありませう。それから一体民有林について四千二百ヘクタールの新生荒地、国有林について六百ヘクタールの毎年の新生荒地といふものがございませうが、この二つを計算をされました基礎を明らかにしていただきたい。

○石谷重男 たとへば点のやうな崩壊地であつても、これは本事業の対象にするといふわけではないと思ふわけでありませう。そこでそのうちから一定の基準といふものがなければならぬ、かように考へるわけでありませう。従ひまして、私は少なくとも一定の基準を設けて、これ以上のものは治山事業として取り上げてやるのだといふことをおやりにならぬと、そのときと財政事情、予算内容によりまして

○東隆君 私は、治山治水関係の問題で、将来のことを考へますと、いろいろ問題が起きてくるのではないかと考へるのですが、こういふ考へ方をいたしますので、お聞きいたしたのであります。が、一体治山と治水のどちらの方に重点を置かれておられるのか、この点について明らかにしてもらひたい。というのはたゞ治水は政治の要諦である、こゝろより山治の言葉がございませうが、私は日本のやうな山岳の多い所では、かえつて治山が政治の要諦である、こゝろより考へ方を持つてゐる。従つて考へ方を持つてゐる。従つて参りますと、たとえば山腹砂防であるとか、溪流砂防であるとか、こゝろよりやうな問題が私は中心になる筋合いのものであらうと考へるわけでありませう。伊勢湾台風だの何だのやういふやうな惨事を起さしますから、この問題が政治の問題になつてきたと思ふのでございませう。そして特別会計を作るといふやうな段階に至つたと思ふのでございませうけれども、しかし根本を考へると、やはり山を治める方が基本になつて、そうしてこの計画が進められていかなければならぬ、こゝろより考へ方を私は持つておいて、長期であれば長期であるほどその点を重視しなければならぬ。ところが私の見るところでは、実のところ申しますと山腹砂防は必ずしもうまくいつておられない。それから溪流の砂防、河川の土留の砂防関係はほとんど手をつけておられない。そして下流の方面ばかりに災害が起きたといふので、大あわてをしてやつておられるのが現状でありますから、そこで今回の場合も、どうも建設省に主務省——といふと語弊がございませうけれども、そ

らの方は建設大臣の方がつかれておるようでありました。そこで多少疑問を持ちますので、一体治山と治水とどちらの方に重点を置かれているのか、この点一つ両大臣からお聞きをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(村上勇君) 御指摘のよう

に、河川災害の最も原因になりますのは、非常に予想以上の雨量、計画以上の雨量ということもありまして、それが、しかし山腹の崩壊、山くずれ等によって、土砂あるいは立木等を流すことによって非常に災害が大きくなっているという事は、これはもういふまでもない事実であります。さればいつて堤防のかさ上げをなさるにすれば、河川の事業をゆるがせにするという事はできないのであります。従つていずれに力を入れてやるということではなく、両々相待つて初めて災害防止の目的が達成できると思ひますから、決してこれに甲乙はないのであります。ただ、御指摘のような比較的山間僻地にある砂防事業には、割合に国民の目が届かない点もあらうかと思ひます。従つて今回のこの措置法案におきましては、治山、治水ともに調和のとれた一つの規模を策定いたしまして、これらの河川の災害の防止に万全を期するということをお考えおぼえ次第であります。

○國務大臣(福田赳夫君) 私、ただいま建設大臣が申し述べましたことと

同じ考えをもつておるわけでありまして、やはり上流、下流の対策が相並行いたしまして、初めて治山治水対策として災害の防除の効力を發揮する、かように考えるわけでありまして、いづれ

を重しとし、いづれを軽しとするかという事ではないのであります。両々相待たなければならぬ、さように考へております。

○東隆君 私は両々相待つということ

は、もちろん必要なので、そのためにこそ、一つにまとめられてこの法律を出された、こういう考え方なんです。しかし治水関係となりますと、建設省の方に重点が置かれているようにも考へますので、しかも法律は建設委員会にかけられておる、こういうことになつております。そこで私は、先ほど申しましたように、やはり治山を中心になければ、日本の長期的な治水の仕事はできない、こういう考え方で質問をしておるわけでありまして、先ほどお聞きになったことに對する答へでは、民有林と国有林の関係なんかも、何かだいたいふむずかしいように聞かれますし、そういふふうになりますと、上流でたえば林道を作る、これはソイル・エロージョンを起こす基本になる問題です。山に道をこしらえて、そして土をほじくり返したら、これはもうすぐ大水によつて雨が降ったときに直ちに土が崩壊する基本になる、しかしそういう所に対してコンクリートでがつちりしたものを作るのは一つもないのでありますから、従つてどうしてか、溪流の砂防というところに重点を置かなければならぬ。ところが溪流砂防に對しては、農林省の方、ことに林野庁の關係は、あまり力を注いでおられないと思ひます。そこで、山腹を修復するような、そういうふうなことにあるいは力を入れておられると思ひますが、だから従つて、どうしても上流の方を基本に治めなければならぬの

ですが、そつちの方も今までの事情からみると、特殊な所だけでできているようでありまして、ほとんどないがしろにされておる。これを治めたい、おいて、そういふ考え方を起さないと、私はもう大へんなことになると思ひます。この所が、どう建設省と農林省の旨点になつてくるわけですか。仕事の旨点になつてくる所ですから、こいつに對してどれくらい力を注がれるのか、こいつを最初にきめてかかることが私は治山治水計画を立てることの基本になるのではなからうか、こいつをどう考へて持つわけなんです。だから国有林会計の方から持ち出すものも、もちろん考へなければならぬし、一般のものから持つていくことも必要でありまして、そういふふうな点でこの旨点をどういふふうな解決されるか、法律は私はその旨点を解決するために作つたものだからと思ひます。セクト主義をここで一つ何とかなくしてやつていくための法律だろ、こゝろ考へますので、一体そういう点でどういふふうにお考えになつておるか、それをやはりどうも所掌がはつきりしないのです。法文を見ますと、企画庁長官まで飛び出してきて、そうして調整をするようないろいろなことが書いてありますけれども、はつきりしておりませんから、この点をどういふふうにするのか、これを一つ明らかにしていただきたい、こゝろ思ひわけです。

○國務大臣(村上勇君) 御承知のよう

に、山腹砂防は農林省の所管になりまして、溪流砂防は建設省の所管になつております。ただいま砂防にちよつと

も力が入らないじゃないかという御意見のようでありまして、しかし最近に至りまして非常に砂防に、どうも河川災害の主たる原因が最も砂防の不備にあるというふうな点から、非常に最近には砂防に力を入れてまいりまして、砂防に申しまして一がいに溪流にた

○政府委員(山崎實君) 国有林の治山

事業の長期計画につきましては、前期の五カ年計画が百七十億円、後期の五カ年計画が百九十億円、合計いたしまして十カ年で三百六十億円ということになつております。

○東隆君 溪流砂防を中心にして、農

林省と建設省との間に相当な話し合いを進めなければこの仕事はないがしろにされると思ひますが、今までの経過等はどうか、私にはまだこの点遺憾に思つておるのですが、この關係はどうか、こゝろに調節をされておるか、この点を一つ建設省の方からお伺いをいたしたい。

○政府委員(山本三郎君) 山腹砂防と

溪流砂防の問題につきましては、お説の通り、農林省と建設省の所管が重複する面もございますので、元來建設、農林両省の間の申し合わせがございまして、溪流につきましては、元來建設、農林省と建設省、山腹を行なう場合は農林省といふことが原則でございまして、それに關連する事業は両省において一緒にやるという場合もあるわけでございます。具体的問題といたしましては、從來五カ年計画を策定しようといふ準備を進めておる間におきまして、一々水系別に林野庁と私の方で個別に打ち合わせをいたしまして、その原則に基づきまして仕事の割り振り

をいたしております。それから毎年の事業の実施にあたりまして、本省同士の打ち合わせはもちろんのこと、各県におきましては土木関係及び治山関係を受け持ちます関係当局間におきまして、打ち合わせをやりまして、抜ける所のないように、また重複する所のないようにという趣旨におきまして、打ち合わせをやりまして、毎年度の事業を施行しておるわけでございます。

今回の五カ年計画、あるいは十カ年計画の立案におきましてその点に主眼があるわけでございまして、第三条の第三項におきまして、お互いの治山計画なりあるいは治水計画を立案するにあたりましては、その案の作成の事前に関省で協議を十分やろうということに相なっておりますので、今後におきましても従来の線以上にさらによく打ち合わせをして進めて参りたいというふうに考えておる次第でございます。

○東隆君 私、溪流砂防の区域、山腹砂防の区域、これは国有林あるいは民有林の区域内にあるのでありますから、大部分従って建設省がイニシアをとらないで農林省の方でイニシアをとって、そして山を治めるという関係のものを考えていくべきじゃないか、こういう考え方を持つのです。というのにはなぜかという、政治はやはり人がたくさんいるところが中心になるのですから、それで治水の方になりますと建設省関係、これはもうすぐ人口のたくさんあるところですから、票数のたくさんあるところ、こうなりまして、これはもう力が十分に入る、こう考えるわけですが、ところが、山は実際のことをいうと人がいないですからね。従ってそっちの方でもって十

分な力を入れるためには、やはり国が中心になってやるべきで、そういうふうに考えると、やはり農林省関係の方で重点を置いて溪流砂防と山腹砂防をやるのだ、こういう体制に変えて、そして下流との関連において建設省と十分に打ち合わせをする、こういう形をとれば、私は政治の方面におけるいろいろな問題もやはりうまく行くのじゃないか。これはもう人間のいな

いところはこれはなかなか力が進んでいかないので、そういふ点で一つこれは農林大臣一考を要するところだと、こう思うのですが、この点はどういふふうにお考えになりますか。○国務大臣(福田赳夫) 先ほど来申し上げておりました通り、これはもう一体としてやらなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、ただいま山腹の溪流につきましまして、これは森林経営と密接に関係があるので農林省が受け持ち、それから溪流以下の水域につきましまして、これは建設省が受け持つ、こういうことになっています。おるわけでございますが、しかし、やるといふことは水系ごとに、また町村ごとに、また箇所ごとに両省でこまかく打ち合わせましてやるのでございまして、大体そういう基準がありますから、それに従っておのおのが立案をいたしますが、で、上におるものにつきましましては、両省打ち合わせの上、そこのないものを作っていく、こういうことになりますので、両省の協力関係がどうもうまくいかなければならぬのであります。お話のような問題も起こってくる可能性もあるわけですが、い

ますが、この点は緊密な連絡のもとに、いささかもそこはないということ

を期しておりますので、御安心願ってしかるべきである、かように考えておる次第でございます。

○北村暢君 それでは私は今、東委員、石谷委員から主張されておりまする治山治水の根本的な考え方について、両大臣の説明をお伺いしますと、治山も治水もどちらの方に重点があるというこでなしに、平等に一つ考えていくのだ、こういうような説明でございすけれども、これは私はやはり、建設省の治水に対する力の入れ方と農林省の治山に対する力の入れ方とは非常に格段の差があると思う。まず農林省の治山の考え方については、やはり森林の政策、林業としての生産というところが第一義的にやはり農林省は考えている。従ってこれはある程度過伐、乱伐になりまして、木材の需要に應ずるための体制というものは整えなければならぬ、これが一つ大きな前提として農林省側は持っているわけですね。従ってそういう点からいいますと、治山治水全体からいって、やはり私はそこに非常に大きな差が出てきているのじゃないかということをお考えの点です。その点は石谷委員も、治山が国有林野事業の特別会計の一勘定として、治山勘定として取り上げた、こういう不徹底なことではないか、ぬといふことを指摘されておりますし、また東委員は、まず治山が優先すべきである。せつかくの多目的ダムあるいは下流の堰堤にいたしまして、ダムが山腹工事その他の工事が、砂防工事が完全でなければならぬ、埋まってしまうという現実の問題、これらの問題があるわけでありまして、何としてもやはり治山ということがまず最初に考えら

れなければならぬ。こういう考え方をやはり一つ持っていた方がいいと思

うのです。そこで伺いたいと思は、従来は造林を含めて治山治水事業対策費というようになっておりました

が、今回は造林といふものは治山事業では考えないわけではないでしょうか、けれども、特別会計の中から抜かれてくるわけですね。そこで先般三十二年に出ました農林白書でも、現在の森林の生長量に対して一五〇%の採伐率になっている。いわゆる過伐になっ

ている状況でございまして、そのために乱伐になって山が荒れている、こういうことをはつきりしたっているの

でございます。そういう点からいまして、この過伐といふものを防ぐためには、何としても奥地林の開発のための林道の開発あるいは積極的な造林、こういうものが伴わないといふと、治山の効果といふものは出てこない。これはもう先ほど来言われているところでございますが、私、三十年の経済自立五カ年計画、それから三十二年の新五カ年計画を全部当たって見ました

が、このように考えるのでございす。従ってこれを改訂する意図があるかないか、この点を一つ大臣から明確にお答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫) 治山対策と並行いたしまして造林政策を大いに進めなければならぬことは、先ほど申し上げた通りでございますが、造林につきましましては、パルプ資源といううなことも考えますと、この際特に力を入れなければならぬというふうには考えております。植樹をする、しかもそれが低コストで生産されるというところの政策がこの際必要である。さ

よりなことから、来年以降到来いたします国有林の計画伐採等もいたしまして、そういう財源も植林、造林の方向に大きく力を向けていきたいというふうに考える次第でございます。なおこの問題は、党の基本政策調査会の方でも重要問題として取り上げておりますが、いづれにいたしまして、お話のような方向で大きくこの政策の転換というか、拡大をしなければならぬというふうに考えている次第でございます。

○北村暢君 そこでもう一つ伺いたいのは、先ほど来言われている治山と治水の問題で、建設大臣は十カ年計画を遂行した際においては八、九〇%のところまで進捗率を持っているわけ、こういうことを言われているわけでありまして、ところが、今まだ閣議にかかってはいないのではありませんか、ここにいたっている資料によると、十カ年終りましたあとにおける事業量といふものは七〇%でありま

何年ですか、まあ戦前の非常に安定した治山の程度に復するんだ、こういうことで七〇％を目標に置いてい

というもののよりも程度においては平等に考えておるといってありますけれど、平等どころではなくして、やはり

と下流の大規模の工事ということで、事業の量について建設、農林両者で違

の答弁を聞きましても、これは進度の程度からいっても、計画そのものが前

御了解を願っておると思うのです。ただ、その基本になる計画いかんという

というものでございまして、今度の計画を見ましても、経済自立五カ年計画

○国務大臣(福田赳夫君) 今度の治山計画がどうも前とそう大した違いもな

○北村暢君 ただいまの答弁では私は納得しないのですが、昨年度の予算

○国務大臣(村上海郎君) 北村さんのただいまの、私が十カ年後には事業量と

前回に立てました長期計画におきましては、三十六万町歩の荒廃地に対し

というものでございまして、今度の計画を見ましても、経済自立五カ年計画

○国務大臣(福田赳夫君) 今度の治山計画がどうも前とそう大した違いもな

○北村暢君 ただいまの答弁では私は納得しないのですが、昨年度の予算

○国務大臣(村上海郎君) 北村さんのただいまの、私が十カ年後には事業量と

前回に立てました長期計画におきましては、三十六万町歩の荒廃地に対し

廢地その他の残が三万五千九百六十七ヘクタール——ヘクタールじゃなくて町歩になっております。ところがもう三十四年で六万六千ヘクタールになっている。これは年々国有林事業、国有林野の治山事業というものは、今度の計画によりましてもしたる前進を示さない。横すべりのな、予算の形にもそういうふうになって、それでまあ比較的安定した進度でいいということになつているのでございますけれども、この点が三十二年度の残事業三万五千ヘクタールが三十四年度末で六万六千ヘクタールになつてゐる。この六百ヘクタールずつの新生荒廢地というものができておりますけれども、相当に安定した国有林野の治山事業というものをやつてゐるはずなのに、なぜかういうふうなことで残事業が三十四年度で六万六千というふうにふえてゐるのか、この点の御説明をいただきたい。昭和二十一年から三十二年まで、国有林の残事業は三万八千ヘクタールをこえたことがない統計になつてゐるわけですから。一躍六万六千ヘクタールになつてゐるという事情を説明していただきたい。

それからは谷谷委員も触れられているんですが、この法案の私はやはり最大のねらいは、従来計画して計画倒れになつてきているそれを、今度の閣議にはかつて、そうして予算を裏打ちをするというところがこの法案の大きなねらいであるというふうに私はまあ理解をしているわけです。従つてこの予算の確保にあつて、当然まあ閣議で、計画したもののが、承認したものが予算化せられるということは当然であらうと思ふのでありますけれども、前期

の五十年で民有林で五百五十億、これを確保するということも、この年次計画というものをやってもなかなか大蔵省が了解をしない。五力年で五百五十億、総額で一応了解するというようなことになっているわけでありませう。従つてこれは年次計画をやはりはっきり立てて、それを大蔵省が了承するといふ保証がない限り、せっかく法律を作つても、これは治水も同じことだと思ひのですけれども、これは私は、せっかく法律を作つて、またそれが予算の確保が最大のねらいである法律が、その法律の意味というものをなくするのじやないかというふうに心配をする。従つて伊勢湾台風に刺激されて第一年度予算の大幅増額が確保できた。三十六年度、七年度と、こう続いていくときに、この計画が三十五年度よりも六年度、七年度と予算が増額していく、年次計画によつても、そういう状態にある中で、私はこの予算の確保ということが非常に今後のこの法律運営にあつて大きな問題になるだろうと、このように判断する。従つて予算折衝のいきさつからいって、前期五力年計画における総額がある程度押えた十力年計画で、治水で九千二百億、治山で千三百億、こういう総額にほぼ了解を得たというのですが、そのところが得たような形にはなつておりますけれども、年次計画においてなかなか大蔵省が了承しないというような点も聞いておるわけでありませう。従つてこれらの問題については、両大臣、せっかくの法律ができた大きなねらいであるのでありますから、この点を、大蔵大臣が、おられれば一番いいのでありますけれども、實際運営にあたる両大臣から、

予算折衝のいきさつ、今後の信念について一つ重ねてお伺いいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) 今後の予算についてでございますが、今までの長期計画というのがありまして、これがなかなか進展しなかった。これは閣議において承認したと何かといひ予算の裏づけというものがなかったかからだ。それはどういふことかと、と、長期計画と申し上げますが、これは役所同士の内部の一応の希望図という程度のものでございまして、これは閣議において承認したと何かといひうものではございません。今度は大蔵大臣も閣議には列席するのでありますから、その閣議におきまして承認をするということになりまして、また今後の予算の折衝におきましてはほとんど自動的にこの経費は優先的に確保されるというような性格を持つわけです。しかもその閣議をさらに権威づけるといふような意味におきまして、今回特別の法律をお願いすると、こういうことに相なりますので、これは国会の意思としても、この閣議というものにおいて十分財源を確保すべしということを要請するといふような関係に相ならうかといふうに存じますので、今後この計画を執行するための予算につきましては、これは心配なくやっていけるのだと、そのことは大蔵大臣を含めた閣議におきましても了承されておるのだ、かように考えておる次第であります。

○国務大臣(村上勇君) ただいま農林大臣のお答えしたと全く同じであります。御承知のように、昨年のようなあるいは伊勢湾台風その他の台風によつて、非常に大きな災害復旧費を投入しなければならぬといふようなときで

も、今回の治水の成長率は三〇％以上になっておる。ただいま計画いたしましたとおりですのは、大体先ほど申しましたように一・一・五％程度の成長率で九千二百億円の治水の事業が完全に実施されると思います。大蔵当局としては、この九千二百億については何ら大した問題としていないのであります。ただ毎年々々定期的に予算をつけていくということについては多少の不安もあるようであります。それは非常な大災害というような場合には、多少そこにそのワク内で差し繰りしてもらえぬかというようなこともありました。が、私どもは国土保全の大目的のためには、この程度の成長率であつてその問題は無い。また一年ごとに災害の復旧費というものが軽減されていくのでありますから、私はこの程度の事業費を一般会計から特別会計に繰り入れることについては何ら差しつかえはないというようなことを申しまして、大蔵当局も十分これは了承していただいておりますので、ただいま農林大臣のお答えのように、さしたる私は不安はないと、かように思つておる次第でございます。

○政府委員(山崎實君) 国有林の荒廃地の残存面積の問題でありますが、御存じの通り、この面積がふえました原因には二つあるわけであります。第一点が北海道における残存面積の増加、三十三、三十四にわたりました。民有林の保安林を買い入れしたのでありますして、その保安林にあります荒廃地の面積の増加という二点であります。が、北海道につきましては、御存じの通り、風倒木が発生いたしました。それに伴う山地の荒廃というものが漸次

顯著になつて参つたということで、大
体北海道におきましては、風倒発生前
におきまして、治山事業というものの
必要性というものが非常に少なかった
のでありますが、それがその後におき
まして精細な調査の結果、面積の増加
というものを見たという關係を主体と
しているわけでありまして、自後にお
きまして特別に国有林におきまして荒
廢地が大きく発生したというようなも
のではないというふうに御了承願いた
いと思います。

○田上松衛君　農林大臣、何か非常に
急いでおられるようであります。そこ
できわめて簡潔にお伺いいたします。
きのう私は農林大臣及び建設大臣に対
する質問をむしろ重点的にやつたつも
りでおつたのです。ところが私の質問
に対しては建設大臣の答弁が全然それ
でしまつてゐるわけなんです。おそ
らく、農林大臣は眠つておられたかど
うかわからぬのだが、農林大臣の答弁
は建設大臣と全く同意見でありますし
て、もうそれつ切りだったのです。何
を聞いておつたのかさっぱりわから
ぬ。がっかりしちゃつたのです。私はよ
けいなことを申し上げましたが、実は
一分間ぐらいの時間を余しておいて、
その点について再質問する下心を持つ
ておつたのですけれども、あの場合
ではいろいろな時間等の關係で、同僚諸
君の立場を考えて遠慮申し上げておつ
た。そこできょうの機会を待つておつ
たのであります。たくさんお聞きした
ことがありますがけれども、さつき申
し上げたようにお急ぎのような状態で
ありますから、ほんの一点あるいは二
点、これだけをお聞きしておきたいと
思います。

まあ端的に聞きますが、あなたの方でなさろうとするところの、地域的に事業対象の選定をするについてのその基準、これを先にお聞きしておきたい。さつき申し上げましたように、何にもその基準についても答えられていないのですから、この点を……。

○国務大臣(福田赳夫君) これは事業の緊急度を基準にいたしていききたいと、かように考えているわけでありま

す。緊急度を考える場合の重点として

取り上げる項目は、その災害防止効果

という点と、産業に与える効果、こ

の二つが重点でございます。

○田上松衛君 非常に抽象的なことな

のですが、私はそれを心配するので

す。実はこのことは、附則にあります

ように、あなた方が実施されようとし

れる目標は四月一日にあるのでしよ

う。ところがそれまでの間あと幾日あ

りますか、この間にいろいろな手続を

しなければならぬわけなのです。両

大臣がそれぞれの審議会にこれをかけ

なければならぬ点がある。あるいは経

済企画庁長官とも協議しなければなら

ぬ点がある。そうして閣議に持ち込ま

なければならぬ。そんなことが、今こ

のような、きょうのようなこういう空

気から察知いたしましたし、実際あなた

はできるのかどうか。しかし、私はき

のうちはつきり申し上げたように、こ

の案自体についても、民主社会党に關

する限りは大きくこれは歓迎するの

ことでは困る。もうすでに地理的にどこそこというところをお考えになっておるかどうか、それをお聞きしておるわけです。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま御質問の点は、もちろん本法案が通過することをお前提にいたしまして、いろいろ事務的な準備を進めております。また、事務的な準備をいたしましては、すでに策定いたしました前からの長期計画もあるわけでございます。それを手直しいたし、そうして政府当局の原案とするということになるわけです。それを審議会の方で御審議願う。

また、建設省や、あるいは経済企画庁に連絡をいたしまして、その間の調整をとる、こういうことになるわけでございます。また、私も政府の、農林省としての事務的な準備はすでに進めておるのです。しかし、それにもかかわらず、お話しのように、さような審議会にお諮りをするとか、あるいは関係省に相談をするとかいうような手続を経て、閣議の決定に至りますのは、おそらく私は本年度内、もう余日もないわけでございます。それから、これは閣内に合いますまいと、かように考えておる次第でございます。しかし、なるべく早く閣議決定まで持ち込む、しかし持ち込むのが年度が始まってからになります。が、それまでの間にいたしましては、当初農林省で予定していたとおり、その問題を移行するというほかはないのであります。これを閣議に持ち込むところの計画に取り込んでいただけるように、審議会にもお願いをし、関係省にも御連絡をします、こういう段取りになるかと考えておる次第でございます。

○田上松衛君 聞けば聞くほど実際おかしな感じがするのです。法の方では緊急措置法というものをこへ打ち出して、これによってやるのだといながら、実際には年度内には間に合わないから、今までのいいかげんにやっていた、そういうことが一体許されるのでしょうか、どうなんでしょう。非常にそこに大きな疑惑を持つのですが、一体国民がそういうことを納得するのでしょうか。通ることを予定しておいて、そうして済ましていくのだ。実際は仕事はやるのだ、だともとなす法律はあとからでいいのだというにとれるわけですが、お話しによつては、一体、そういうことがどういふ点で可能になるのでしょうか。もっと明確に、建設大臣は機会がありますし、私は農林大臣の感覚についてお聞きしたいのですが。

○国務大臣(福田赳夫君) お話の点

は、私はこのことだと思ふのです。理

想的にはこの法律が通り、閣議決定が

終わつて、それから十年計画なり五

十年計画が施行されるということに相

なりましますことが、これはもつとも

ありうることである。これをわけござ

います。しかし、緊急に私どもは作業

はいたしたいというわけでございます

し、閣議の決定はおくれますが、し

かし、それまでの間にいたしまして、

まず緊急を要する事業につきましては

着手をするということ、これも現実

の問題といたしましては御理解を願え

ないではあるまい、かように考えて

る次第でございます。いわゆる経済長

期十年計画というところにつきまし

ても、同じような事情がありまして、この計画は夏ごろ策定というよりなこと

になりまして、これは三十五年度初めからこれを措置するというようなことに相なりますので、それと大体同じような事情におきまして、現実の問題として、やむを得ず緊急的にかような措置をいたすというふうに御理解を願いたいと思ふ次第でございます。

○田上松衛君 逆にお聞きします。一

体、経済企画庁長官との協議はもうで

きたのですか、どうなんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まだできて

おりません。

○田上松衛君 法文の中に、十年計

画の案を両大臣が立てようとする場合

には、「あらかじめ経済企画庁長官に

協議しなければならぬ」と、こうい

うことになっているわけですね。それ

からもう一点、両大臣がそれぞれの審

議会にかけなければならぬというこ

とになっている。経済企画庁長官と協

議するのと審議会にかけるとは、ど

ちが先になり、どっちがあとになるの

ですか、それは大臣の感覚を……。

○国務大臣(福田赳夫君) 経済企画庁

とはまだ最終的な協議はいたしており

ません。おりませんが、事務的な下打

ち合わせはすでにやっております。こ

でございます。従いまして、まあ形式的な

協議というところが最終的には行なわれ

るということになります。が、その審

議会と経済企画庁との間の相談の先後

につきましては、政府案をきめて、そ

れで審議会にかけるといふのでござい

ますから、事実上は企画庁長官の方に

先に相談をして、それを審議会にお諮

りをするという段取りにならうかとい

方でも明らかでないし、ただ、「あらかじめ」というだけですから、それを心配するわけですね。私はきのう質問した中に特に強調しておいた点は、むしろ行政府に対するところの権限委任の行き過ぎ、われわれはそれを重視しているわけですね。お話を承っていると、どうやらあなたの方に関する限りは、中央森林審議会ですか、これにかけると、あるいは経済企画庁長官、これらとの間も、まああなたの方の意見によって何でも通してやってみようのだというよりな底意がちらついてしやうがないのです。これは民主主義の原則に反しやしないかということなんです。私はさういふようなことを心配するので、先にお話しになったことがほんとうであつたとすれば、法もでき上からならぬうちに、実際には間に合わない仕事にはかかるのだ。ところが、あとで経済企画庁長官及び中央森林審議会との間における意見の相違が出てきたり、あるいは起案者でありますところのあなたの方との相違が出てきてしまつたりする場合は、一体けじめはどうになります。さういふところが非常に心配だと思ふのですが、さういふ点についてあなたの御所見を明確にしておいていただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 今までの長

期計画におきまして、各方面の意見

を伺ひましてさうなことをきめてお

りますので、私は、中央森林審議会が

開かれまして、私どもは、私どもの提

案とさう大きな意見の懸隔が出ることは予想

いたしてありません。おりませんが、

万一意見の相違があるという際には

ましては、昭和三十四年でも仕事は行

なわれております。また三十五年でも

着工するといふような個所も出てきます。そういうものの調整につきましては、十分審議会と御相談をいたしました上で善処をしなければならぬ、かような筋合いかと存じます。

○田上松衛君 先ほどからいろいろな人々の質疑応答を通して感ずることは、なぜかという緊急措置法案を作らなければならぬのかということについて、あるいは今までのところ違うのかという点について、農林大臣の御説明が、いや、予算をこらんになればわかる、相当の相違をここに來たしておるのではないかと私は承つておりました。そういう相当な開きをする、従来のやり方と事業施行と違つて、そういう相違があつたみずからの口からでもあるのだと言われるのに、今までの昭和三十四年度においてほとんどやつて文句なくきているから、それらの審議会の意見だつて、経済企画庁の意見だつて違ひようはないと考へられるといふこと、どうもそこに踏み切れない点があります。一体これをどうとればいいのですかね。どういう工合に認識し、どういう工合に私も納得すればいいのか、苦しむわけです。もつと明確にしたいなさい。

○国務大臣(福田赳夫君) 本法律案の御審議をわすれずゆえんのもの、一方においては特別会計法の改正につきましまして御審議をお願いしておるわけでありまして。それと並行いたしましての問題でございます。特別会計を今回修正いたしました、建設、農林両省とも、この予算の実行を確保するといふ意味の会計的な仕組を整えているのです。それから、その中身につきましまして、先ほど申し上げております通り、

これは従来に見られない大幅な増額をいたしてあり、それと並行して、それが今後もちろんと確保されるというためには、今までのような開議できめたこともない、その開議といふことも、法律に根拠の基づくものでもないといふような状態を改めて、今回は十年計画というものが政府全体の意思であり、その政府全体の意思というものが、さらに国会において支持されておる意思であるといふことを明確にするといふことが、本法案を御審議願うゆえんのものでございます。さういふこととありますので、これがもつと早く通過成立しております、四月一日から実行ができるような状態になつておりますと、まことに理想的ではありまするが、ことはさういふふうに進んでおりません。まことにそれはやむを得ないことと存じます。その時間的ズレは自後において調整をするといふほかはないものと考えております。

○田上松衛君 納得できない点がだんだん広がつてしまつていくのですけれども、いろいろ御都合があるようですから、まあ、先にあれをいろいろ指摘されたように、あなたの方は建設大臣までというふうなことにどうしてもなるようですから、以下、建設大臣の方からむしろ的確なあれで納得していただくことにいたしまして打ち切ります。

○委員長(岩沢忠義君) ほかに御発言もなければ、治山治水緊急措置法案についての本連合審査会はこれにて終了することにいたしたいと存じます。さうに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩沢忠義君) 御異議ないと認めます。それではこれにて散会いたします。午後一時五分散会